

第 40 回 知的財産管理技能検定
2 級 実技試験
管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2021年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 時計メーカーX社は、部品aと部品bと部品cを備える新規な時計に関する発明Aについて、2019年7月1日にスイス国で特許出願Pをした。その後、日本でも特許を取得すべく、特許出願Pに基づいてパリ条約上の優先権を主張して2020年6月30日に、発明Aについて日本で特許出願Qをした。特許出願Qに係る特許請求の範囲には、部品aと部品bと部品cを備える発明Aが記載されていた。特許出願Qは、そのまま拒絶理由が通知されることなく2021年9月1日に設定登録され、2021年9月8日に特許掲載公報が発行された。時計メーカーY社の知的財産部の部員甲が発明Aについて調査したところ、次の事実1及び事実2が判明したため、甲は特許異議の申立てをすることを検討している。

事実1 2019年8月1日に日本で特許出願され、2020年6月10日に早期に出願公開された特許出願Rが存在し、その特許請求の範囲には、部品aと部品bと部品cを備える時計に関する発明Aが記載されていた。

事実2 2019年6月15日にスイス国内で発行された時計専門雑誌Sにおいて、部品aと部品bと部品cを備える時計に関する発明AについてX社の意に反して勝手に掲載されていた。なお、雑誌Sは2019年7月15日から日本国内においても販売されていた。

更に甲は、特許出願Qに係る特許異議申立ての手続について、同じ知的財産部の部員乙に確認した。

甲 「この場合の特許異議の申立てはいつまでにする必要がありますか。」

乙 「2021年12月1日の水曜日までにする必要がありますので、急いで検討して申立ての手続を行う必要があります。」

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

特許出願Qに係る特許について、特許出願Rを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅰ】

- ア 新規性（特許法第29条第1項）を理由に取り消されるため
- イ 進歩性（特許法第29条第2項）を理由に取り消されるため
- ウ 先願（特許法第39条）を理由に取り消されるため
- エ 取消理由が存在しないため

問3

特許出願Qに係る特許について、時計専門雑誌Sを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 新規性（特許法第29条第1項）を理由に取り消されるため
- イ 拡大先願（特許法第29条の2）を理由に取り消されるため
- ウ 先願（特許法第39条）を理由に取り消されるため
- エ 取消理由が存在しないため

問5

乙の発言について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 特許異議の申立ては設定登録日から3カ月以内に行うことができるため
- イ 特許異議の申立ては設定登録日から6カ月以内に行うことができるため
- ウ 特許異議の申立ては特許掲載公報の発行日から3カ月以内に行うことができるため
- エ 特許異議の申立ては特許掲載公報の発行日から6カ月以内に行うことができるため

2 運動用具メーカーX社は、「L I O N」という商品名で新商品の野球用具の販売を検討している。X社の知的財産部の部員甲が先行商標調査を行ったところ、運動用具メーカーY社が、6年前に指定商品「運動用具」について商標「ライオン」とする商標権Aの登録を受け、3年前に指定商品「野球靴」について商標「ライオン」とする商標権Bの登録を受けていることがわかった。調査報告に関して、知的財産部の部長乙に対して、甲が発言1をしている。なお、「野球用具」は「運動用具」に含まれ、また、「運動用具」と「野球靴」とは、類似する商品である。

発言1 「新商品の野球用具を商品名『L I O N』として販売すると、商標権Aを侵害するおそれがあります。」

甲が更に調査を行ったところ、X社は8年前に指定商品「野球靴」について商標「L I O N」とする商標権Cの登録を受けていたことがわかった。また、W社は6年前に指定商品「釣り具」について商標「L I O N」とする商標権Dの登録を受けていたこともわかった。なお、X社は、商標権Cに係る登録商標を使用していないが、商標権Cは存続している。また、W社は、商標権Dに係る商標登録出願をした後すぐに、当該釣り具について、テレビコマーシャルや雑誌に広告を掲載する等の宣伝活動を行い、たちまち全国的に著名となり今に至っている。調査報告に関して、乙に対して、甲が発言2～3をしている。なお、「野球靴」と「釣り具」は非類似の商品である。

発言2 「商標権Cの存在を理由として商標登録無効審判を請求した場合、商標権Aに係る商標登録は無効になります。」

発言3 「商標権Dの存在を理由として商標登録無効審判を請求した場合、商標権Bに係る商標登録は無効になります。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア X社の使用商標とY社の登録商標が類似であり、かつX社の使用商品とY社の指定商品が同一であり、X社の行為は、Y社の商標権の侵害となるため
- イ X社の使用商標とY社の登録商標が類似であり、かつX社の使用商品とY社の指定商品が類似であり、X社の行為は、Y社の商標権の侵害となるため
- ウ X社の使用商標とY社の登録商標が類似であるが、X社の使用商品とY社の指定商品が非類似であり、X社の行為は、Y社の商標権の侵害とならないため
- エ X社の使用商品とY社の指定商品は類似であるが、X社の使用商標とY社の登録商標が非類似であり、X社の行為は、Y社の商標権の侵害とならないため

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅴ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅴ】

- ア 商標法第4条第1項第10号（他人の周知商標）を無効理由として、無効にすることができるため
- イ 商標法第4条第1項第11号（先願先登録）を無効理由として、無効にすることができるため
- ウ 商標法第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）を無効理由として、無効にすることができるため
- エ 除斥期間を経過しており、無効にすることはできないため

問 1 1

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 1 2

問 1 1 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群VI】

- ア 商標法第 4 条第 1 項第 1 0 号（他人の周知商標）を無効理由として、無効にすることができるため
- イ 商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号（先願先登録）を無効理由として、無効にすることができるため
- ウ 商標法第 4 条第 1 項第 1 5 号（商品又は役務の出所の混同）を無効理由として、無効にすることができるため
- エ 除斥期間を経過しており、無効にすることはできないため

3 甲は、コンテンツA～Cの利用方法について、発言1～3をしている。

発言1 「コンテンツAは、気象庁の統計データに基づいて乙が作成した、東京都における過去10年間の局地的大雨の発生件数を示した表です。地球温暖化に関する論文において、局地的大雨の発生件数と気温の上昇の関係を比較するため、この表中にあるデータだけを使用したいと思います。この場合、乙の許諾なくデータを使用することはできません。」

発言2 「コンテンツBは、有名音楽家丙が作詞作曲し、人気アイドル丁の歌唱により公表されたヒット曲です。私が勤務する小学校の学芸会において、担当するクラスの児童たちにこれを歌わせたいと思います。この学芸会は、営利を目的とせず、来場者から料金を受けず、かつ、児童たちに報酬を支払うこともありません。この場合、事前に丙の許諾を得る必要があります。」

発言3 「コンテンツCは、戊が過去10年間の全国の大学入試で出題された英単語から2000語を選択して、来年度の出題可能性が高いと考えられる順に並べた単語集で、書店で販売されているものです。私が経営する塾で使用したいと思いますが、生徒3人だけなので、1冊購入して、生徒の人数分だけコピーして配布しようと思います。この場合、高校生の学習のためなので、戊の許諾なく単語集をコピーすることができます。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅶ】

- ア 著作物ではないため
- イ 著作物であり、著作権を侵害する場合にあたるため
- ウ 著作物ではあるが、著作権が制限される場合にあたるため

問 1 5

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 1 6

問 1 5 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅷ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅷ】

- ア 著作権が制限される場合にあたるため
- イ 著作権が制限される場合にあたらなため
- ウ 実演家の肖像権又はパブリシティ権を侵害するため

問 1 7

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 1 8

問 1 7 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅸ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅸ】

- ア 著作物ではないため
- イ 著作物であり、著作権を侵害する場合にあたるため
- ウ 著作物ではあるが、著作権が制限される場合にあたるため

4 問19～問33に答えなさい。

問19

自動車メーカーX社の知的財産部の部員甲が、研究者に対し特許情報調査に関する教育を行っている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許情報は技術情報であるとともに他社の権利情報でもあります。研究開発テーマに関する技術開発動向調査ももちろん重要ですが、自社の技術を事業化するためには他社の権利を侵害してはならず、そのために、しっかりと自社の技術開発に関連する他社特許の調査を行わなければなりません。」
- イ 「特許情報調査を行うことで、先の特許出願から、既に研究開発がされている分野への重複した投資を防止することができる場合や、新しい研究開発のテーマの手がかりが見つかる場合があります。」
- ウ 「研究開発を進めてからでも、出願前の特許情報調査により同様の出願がされていることを発見できれば、先の出願を避けた内容で自らの発明を出願できるので、知らずに同じ内容で特許出願して拒絶され、出願費用が無駄になってしまう、という事態を防ぐことができます。」
- エ 「特許情報は日本の文献だけでなく、米国特許商標庁に出願された米国出願等の外国の文献もあります。但し、わが社の技術がわが国で特許を取得できるか否かを調査する際には、外国の特許情報は審査において引用されませんので、特に調査する必要はありません。」

問20

日本のアパレルメーカーX社は、国内外で自社製品の模倣品を排除するために、その方策を社内で検討している。ア～エを比較して、模倣品排除の手段に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 自社製品について意匠権を取得した場合、その意匠権に係る製品に「X株式会社[®]」の表記をする。
- イ 自社製品について日本で産業財産権を取得していても、模倣品の生産国においても産業財産権を取得することが望ましい。
- ウ 日本で産業財産権のいずれかについて権利を取得していなくても、形態を模倣した製品については、不正競争防止法によりその製品の輸入を排除できる場合がある。
- エ 自社の商標と類似する商標が使用される場合を考慮して、自社の商標について商標権を取得する。

問 2 1

ヘルスケアメーカーX社は、新規なマスク a を創作し、マスク a のデザインについて意匠登録出願Aを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社がマスク a を展示会に出品した場合、新規性喪失の例外の適用を受けることはできない。
- イ 新規性喪失の例外の適用を受ける場合、当該適用を受けたい旨を記載した書面を、意匠登録出願Aと同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- ウ 出願書類の内容からマスク a に係る意匠であることが明らかなので、願書において「意匠に係る物品」の欄の記載を省略することができる。
- エ 意匠登録出願Aをするにあたり、意匠を現した写真を提出する場合であっても図面の提出を省略することはできない。

問 2 2

化学繊維メーカーX社の知的財産部の部員甲は、新たな化学繊維を開発するにあたり、M&Aによりシナジー効果を生み出す可能性の高い企業の買収を検討するために、IPランドスケープを実施している。ア～エを比較して、この場合のIPランドスケープとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に侵害発見性の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- イ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に特許請求の範囲に係る請求項の数を取り、横軸にそれぞれの数についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- ウ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸にマーケットにおける技術評価の高い順に技術を並べ、横軸にそれぞれの技術についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。
- エ 自社及び買収候補企業のそれぞれについて、縦軸に過去20年の西暦年を取り、横軸にそれぞれの年についての特許出願件数をとった図を作成して検討する。

問 2 3

システム開発会社X社は、警備会社Y社と開発契約を締結し、Y社の業務で利用可能な防犯システムに関するプログラムAの開発を請け負っている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 開発契約に特約がない限り、プログラムAに関する著作権はX社となるが、著作権はY社に帰属する。
- イ 開発契約に特約がない限り、X社の従業員が発明したプログラムAに関する発明の発明者及び特許を受ける権利の権利者はY社となる。
- ウ 開発契約に特約がない限り、著作権の帰属にかかわらず、Y社は、プログラムAの複製物の所有権を取得した後は、プログラムAについて、バックアップのためのコピーをとることができる場合がある。
- エ 開発契約に特約がない限り、X社がプログラムAの納品を遅滞した場合であっても、Y社はX社に代金を支払わなければならない。

問 2 4

ドローンメーカーX社は、ドローンの姿勢制御を行う電子部品Aを備えるドローンに係る特許権Pを有している。一方、電子部品メーカーY社は、電子部品Aと同じ電子部品BをX社に無断で製造販売している。X社は、Y社に対して特許権侵害の警告を行うか否かを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許権Pはドローンに関するものですが、Y社は電子部品Bを製造販売しているだけで、特許権Pに係る特許発明のすべてを実施しているわけではありません。従って、Y社の実施行為は、特許権Pの侵害となることはありません。」
- イ 「米国のW社がわが社と同じような電子部品に関する発明について、特許権Pに係る特許出願をする前に米国で販売を開始していたとの情報があります。念のため、Y社に警告する前にW社の販売の詳細を確認しましょう。」
- ウ 「電子部品Bは、特許権Pに係るドローンにのみ用いることができる電子部品である場合、Y社の実施行為は、特許権Pの間接侵害に該当します。」
- エ 「電子部品Bは、特許権Pに係る特許発明の課題の解決に不可欠なものであったとしても、電子部品Bが日本国内で広く一般に流通している場合、Y社の実施行為は特許権Pの間接侵害に該当しません。」

問 2 5

家電メーカー X社は、空気清浄機 Aを製造販売している。X社は、空気清浄機 Aの構造についての特許権を有している。また、指定商品「空気清浄機」についての商標 Mについて登録を受け、その商標を空気清浄機 Aに使用している。最近 X社は、Y社が X社に無断で、商品名も構造も空気清浄機 Aに類似する製品 Bを販売しているとの情報を得た。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部長の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社に警告書を送付する前に、わが社の特許権や商標権が有効に存続しているかについて特許庁に備えられている特許原簿や商標原簿で確認しよう。」
- イ 「Y社に警告書を送付するために、Y社の製品 Bの販売価格、販売数量、販売地域、輸出の有無などをY社に聞く必要があるね。」
- ウ 「Y社は大々的に製品 Bについて宣伝販売を行っており、これ以上わが社の被害が拡大しないようにするために、警告書を送付することなくわが社の特許権及び商標権に基づいて裁判所にY社の製品 Bの販売の差止めを請求することとしよう。」
- エ 「Y社に警告書を送付する前に、Y社の製品 Bを購入し、わが社の権利が侵害されているか否かを解析し、念には念を入れて、専門家である弁理士の意見も聞いてみよう。」

問 2 6

健康器具メーカー X社は、X社の健康器具と、競合他社である Y社の健康器具とを対比し、X社の健康器具が優れている実験結果を示した広告をテレビで放送した。ア～エを比較して、Y社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「X社の健康器具が優れていることを示す実験結果は、虚偽ではありません。そのため、X社の広告は不正競争行為に該当しません。」
- イ 「X社の広告は、実験結果以外に、健康器具の品質を誤認させるような表示をしています。X社のこの品質を誤認させる広告は、不正競争行為に該当します。」
- ウ 「X社の健康器具が優れていることを示す実験結果を広告に表示すること自体が、不正競争行為に該当します。」
- エ 「X社の広告が不正競争行為に該当する場合は、X社に損害賠償請求をすることができます。」

問 27

新しい品種Aについて品種登録を受けたX社は、第三者による品種Aの無許諾利用行為について育成者権の効力が及ぶか否かを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入したY社が、その購入した種苗を用いて種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ばない。
- イ X社が販売している品種Aの種苗を卸売業者から購入したZ社が、その購入した種苗を農家に販売する行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- ウ 品種Aの種苗を入手したU社が、品種Aと異なる新品種の育成の研究に利用するため、品種Aの種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- エ X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入した農業者が、その購入した種苗を用いて品種Aを栽培し、その品種Aの収穫物の一部について次期作の種苗として用いる行為には、育成者権の効力が及ばない場合がある。

問 28

ア～エを比較して、著作物に関する甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「漫画家の友人が、今度創作する漫画の構想を思いついたそうです。頭の中にある漫画の構想は、著作物として保護されません。」
- イ 「先日行った動物園で、ゴリラが筆を握って絵を描いていました。この絵は、著作物として保護されます。」
- ウ 「自動車やバイクなどの工業製品のデザインは、産業上利用できるものなので、著作物として保護されます。」
- エ 「博多人形などの量産される工芸品は、一品製作の美術工芸品ではないので、著作物として保護されません。」

問29

電子部品メーカーX社は、新規なフィルムAを開発した。当初、フィルムAは、太陽光発電パネルに用いることを想定していたが、競合品と比較して販売価格が大幅に高くなることが判明したため、他の用途開発を行うことになった。そこで、フィルムAを使用してもらえそうなユーザー数社を訪問し、フィルムAの物性、特徴を説明し、共同研究の方向性を探ることとした。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「他社とアイデアを交換し議論を重ね共同研究の方向性がみえた時点で、すぐにその研究内容をカバーできるようにフィルムAについて単独で特許出願することが望ましいです。」
- イ 「共同研究についていろいろな会社に関心をもってもらうために、フィルムAの成分や製造方法等技術の詳細をパンフレットに掲載して展示会で配布した上で、新規性喪失の例外規定の適用を受けた特許出願をしましょう。」
- ウ 「フィルムAに関して特許出願をした上で、他社との共同研究の方向性を探るべきです。」
- エ 「特許出願すると、内容が公知となり、共同研究先を探すことが困難になりますので、共同研究先が決まるまで特許出願をしないことが望ましいです。」

問30

ア～エを比較して、意匠に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 万年筆のグリップ部分について部分意匠の登録がされている場合、万年筆全体の形態が異なっても、グリップ部分の意匠が同一又は類似であれば、当該万年筆の意匠の実施に意匠権の効力が及ぶ。
- イ 自動車について1つのデザインコンセプトから生まれた複数のデザインについては、組物の意匠登録出願として、意匠登録が認められる。
- ウ 美術的価値があるために著作権法の保護を受けることができる人形は、量産可能なものであっても、意匠法の保護を受けることができない。
- エ 腕時計についての意匠権の効力は、登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に加え、非類似の意匠の実施にも及ぶ。

問3 1

ベンチャー企業のX社の技術者甲と乙は、IT技術に関する職務発明Aを共同で完成し、特許出願をした。ア～エを比較して、甲の行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。但し、X社には職務発明の取扱いについて規程がなかったものとする。

- ア 甲は、単独で職務発明Aに係る特許出願について出願審査請求を行った。
- イ 甲は、X社が職務発明Aを無断実施することについて、乙と共同してX社に対して補償金請求権を行使するための警告を行った。
- ウ 職務発明Aについて特許権の設定の登録がされた後、甲は、乙の承諾を得て、Y社に対して職務発明Aに係る通常実施権を許諾した。
- エ 甲は、乙の承諾を得ることなく、職務発明Aに係る特許権の自己の持分を放棄した。

問3 2

医療機器メーカーX社は、新規な体温計の意匠aを創作し、意匠aのデザインについて意匠登録出願Aをした。その後、意匠登録出願Aに対して、意匠aがドイツにおいて頒布された刊行物Bに記載された体温計の意匠bと類似するという拒絶理由が通知された。ア～エを比較して、X社が意見書を提出した場合、反論として認められる可能性のある主張として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 刊行物Bが、意匠登録出願Aの出願後にドイツにおいて頒布されたこと
- イ 意匠bが、日本で意匠登録出願されていないこと
- ウ 刊行物Bが、日本では頒布されていないこと
- エ 意匠aが、意匠bに基づいて容易に創作できたものではないこと

問33

精密機器メーカーX社は、新規事業への進出を検討するために知的財産戦略会議を開いた。この新規事業は、X社が培ってきた重要技術Pを用いた製品Aを製造販売することが中心の事業である。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「競合会社であるY社の製品Bは重要技術Pに係るわが社の特許権を侵害しているようですが、わが社は製品Aの製造販売を未だ開始していないので、製品Bの差止めを請求することはできません。」
- イ 「まずは製品Aに係る新たな製品分野を市場に認知してもらうことが必要です。従って、その新たな製品分野に多くの企業の参入を促すために、わが社の重要技術Pに関して保有している全特許権について無制限でライセンスしましょう。」
- ウ 「競合会社であるZ社の新製品Cは、わが社の製品Aと同じ機能を保有しているとの噂です。わが社は、製品Aに使用している重要技術Pに関して、多数の特許権を保有していますので、新製品Cは必ずわが社のいずれかの特許権を侵害しているはずです。新製品Cを販売している全国の小売店にすぐに侵害の警告書を送付しましょう。」
- エ 「中国の競合会社であるW社が、重要技術Pを用いた新製品を中国でのみ販売していますが、わが社の重要技術Pに係る特許権は日本でしか登録されていないため、W社の当該販売行為について差止請求権を行使することはできません。」

5 問34に答えなさい。

問34

化学品メーカーX社は、発明Aについて、2020年7月1日に特許請求の範囲に請求項1から請求項27まで記載した特許出願Pをし、同時に出願審査の請求をしたところ、新規性（特許法第29条第1項）を有しないとの拒絶理由通知を受けたため、請求項8，請求項13及び請求項17を削除する補正をしたが、拒絶査定を受けた。この場合、拒絶査定不服審判の請求に必要な費用は何円か、算用数字で解答用紙に記入しなさい。但し、当該審判請求時に補正はしないものとする。

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による

特許出願をする者 1件につき14000円

審判又は再審を請求する者 1件につき49500円に1請求項につき5500円を加えた額

特許異議の申立てをする者 1件につき16500円に1請求項につき2400円を加えた額

6 次の会話は、電機メーカーX社の技術者甲と知的財産部の部員乙が、外国出願に際して、特許協力条約（PCT）について会話しているものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「PCTによる国際出願をし、国際出願日が認められると、どのような効果がありますか。」

乙 「すべての指定国に対して 1 の効果を有します。」

甲 「国際出願においてパリ条約による優先権の主張をすることができますか。」

乙 「はい、できます。その場合、国際出願は 2 から18カ月後に国際事務局により国際公開が行われます。」

甲 「実際に権利化を図りたい国に対しては、いつまでに手続をする必要がありますか。」

乙 「原則として、 2 から30カ月経過時までに 3 をする必要があります。」

問35

空欄 1 に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄 2 に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄 3 に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群X】

正規の国際出願	国内移行手続	国際出願日	正規の国内出願
国内出願日	手続補正	優先日	特別な国内出願 審査請求手続

7 次の会話は、ゲームクリエイターの甲がX社の知的財産部の部員乙と会話をしているものである。問38～問40に答えなさい。

甲 「人気競走馬Aの名称は、全国的に著名ですが、これをビデオゲームの中で使用することについては、馬主の許諾が必要ですか。」

乙 「最高裁平成16年2月13日判決によると、このような場合に、いわゆる物の1は認められなかったので、馬主の許諾は不要だと考えられます。」

甲 「物ではなく、芸能人や有名人の名称や肖像について使用する場合は、1は認められますか。」

乙 「最高裁平成24年2月2日判決によると、専ら著名人の肖像等が有する2の利用を目的とするといえる場合には、1は認められ、利用するために許諾は必要だと考えられます。なお、著名人が有するこの1の権利の性質としては3に由来する権利と扱われています。」

問38

空欄1に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄2に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄3に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群XI】

人格権 肖像権 パブリシティ権
財産権 商業的価値 顧客吸引力

【第40回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 エ

問3 ×

問4 ア

問5 ×

問6 エ

問7 ○

問8 ア

問9 ×

問10 エ

問11 ○

問12 ウ

問13 ×

問14 ア

問15 ×

問16 ア

問17 ×

問18 イ

問19 エ

問20 ア

問21 イ

問22 ウ

問23 ウ

問24 ア

問25 イ

問26 ウ

問27 エ

問28 ア

問29 ウ

問30 ア

問31 イ

問32 ア

問33 エ

問34 181500(円)

問35 正規の国内出願

問36 優先日

問37 国内移行手続

問38 パブリシティ権

問39 顧客吸引力

問40 人格権